

増毛町告示企第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び増毛町契約規則（平成19年規則第11号）第3条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和7年12月26日

増毛町長

1 資格及び購入をする物品の種類

令和7年度において町が締結しようとする（1）に定める契約にかかる一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により購入する物品の仕様は（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和8年1月27日に一般競争入札を行うデジタルサイネージの購入契約

（2）資格

物品の購入契約に関する資格（以下「資格」という。）

（3）物品の仕様等

果樹園地帯活性化拠点整備事業用デジタルサイネージ 2台

物品	<ul style="list-style-type: none">・タッチ式デジタルサイネージ（付随する機材を含む）1台・非タッチ式デジタルサイネージ（付随する機材を含む）1台・ソフトウェア（デジタルコンテンツの作成、ライセンス・保守を含む）
付属品等	<ul style="list-style-type: none">・セットトップボックス・デジタルサイネージスタンド・コンテンツ管理用ソフトウェア（ライセンス・保守含む）
その他	<ul style="list-style-type: none">・果樹園および町内観光関係コンテンツの製作・コンテンツ編集サポート、マニュアルの作成・物品の運搬、設置、設定

上記のほか、別紙「増毛町果樹園地帯活性化拠点整備事業用デジタルサイネージ導入業務仕様書」による

2 資格要件

1の（2）の資格については次のいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されないこと。
- （5）暴力団関係事業者等でないこと。

- (6) 町税（税外収入を含む。）の滞納がないこと。
- (7) 法人税（個人事業主の場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 資格審査の申請の時期及び申請方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和7年12月26日（金）から令和8年1月16日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

増毛町 企画財政課で交付する。

なお、増毛町のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 増毛町 企画財政課

イ 提出先の所在地 郵便番号077-0292 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地
電話番号 0164-53-1110（直通）

(4) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

5 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。